

四半期報告書

第133期第2四半期

自 平成28年7月1日
至 平成28年9月30日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 七十七銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【役員の状況】	19
第4 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	21
2 【その他】	58
3 【中間財務諸表】	59
4 【その他】	71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	72

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月24日

【四半期会計期間】 第133期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 氏 家 照 彦

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【電話番号】 仙台(022)267局1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 小 林 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目14番11号
株式会社七十七銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3545局7620(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 相野谷 賢 之

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店
(福島県いわき市平字三丁目26番地の1)
株式会社七十七銀行東京支店
(東京都中央区銀座四丁目14番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成26年度 中間連結 会計期間	平成27年度 中間連結 会計期間	平成28年度 中間連結 会計期間	平成26年度	平成27年度
		(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日)	(自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	56,885	58,905	58,628	112,986	116,077
連結経常利益	百万円	17,268	18,655	15,039	32,849	27,531
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	9,946	10,834	11,194	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	17,049	15,857
連結中間包括利益	百万円	30,329	△11,925	2,118	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	79,334	△16,466
連結純資産額	百万円	424,466	458,470	452,804	472,029	452,310
連結総資産額	百万円	8,176,303	8,377,062	8,408,656	8,588,463	8,598,583
1株当たり純資産額	円	1,098.48	1,185.36	1,164.41	1,223.49	1,165.83
1株当たり中間純利益金額	円	26.58	28.95	29.90	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	45.56	42.37
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	26.48	28.82	29.77	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	45.38	42.18
自己資本比率	%	5.0	5.2	5.1	5.3	5.0
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△316,832	△234,433	△101,170	△107,370	△153,000
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	13,969	108,428	66,597	117,910	147,064
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,511	△21,699	△1,699	△3,018	△23,388
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	200,166	364,377	446,420	512,082	482,733
従業員数 [平均臨時従業員数]	人	3,088 [1,338]	3,061 [1,441]	3,055 [1,474]	3,001 [1,366]	2,973 [1,447]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しており、また従業員数の[]内は、平均臨時従業員数を外書きしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第131期中	第132期中	第133期中	第131期	第132期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	51,425	53,329	53,083	101,785	104,318
経常利益	百万円	16,185	17,304	13,791	30,463	24,342
中間純利益	百万円	9,857	10,760	11,343	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	16,876	15,662
資本金	百万円	24,658	24,658	24,658	24,658	24,658
発行済株式総数	千株	383,278	383,278	383,278	383,278	383,278
純資産額	百万円	412,907	443,318	442,359	457,870	443,084
総資産額	百万円	8,147,751	8,349,290	8,383,141	8,559,715	8,570,052
預金残高	百万円	6,863,604	7,088,451	7,082,582	7,195,348	7,325,912
貸出金残高	百万円	4,060,852	4,315,041	4,380,118	4,227,655	4,357,890
有価証券残高	百万円	3,722,966	3,541,831	3,271,775	3,683,636	3,478,904
1株当たり配当額	円	4.00	4.50	4.50	8.50	9.00
自己資本比率	%	5.0	5.3	5.2	5.3	5.1
従業員数 [平均臨時従業員数]	人	2,788 [1,183]	2,773 [1,294]	2,775 [1,333]	2,710 [1,215]	2,694 [1,301]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 従業員数は、就業人員数を表示しており、また従業員数の[]内は、平均臨時従業員数を外書きしております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動について、平成28年7月1日付で「七十七キャピタル株式会社」(持分法非適用の非連結子会社)を、平成28年7月27日付で「七十七証券設立準備株式会社」(連結子会社)を、平成28年8月19日付で「77ニュービジネス投資事業有限責任組合」(持分法非適用の非連結子会社)を設立いたしました。

この結果、平成28年9月30日現在において、当行及び当行の関係会社は、当行、子会社9社で構成されております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社の事業等のリスクに重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当行と株式会社七十七カードとの株式交換契約

当行と当行の連結子会社である株式会社七十七カード(以下、「七十七カード」という。)は、平成28年9月23日開催の両社取締役会において、当行を完全親会社、七十七カードを完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

株式交換契約の概要は以下のとおりであります。

1. 本株式交換の目的

平成27年4月にスタートした中期経営計画「VALUE UP ～価値創造への挑戦～」に掲げる「七十七ブランドの向上」の実現に向けて、当行を完全親会社、七十七カードを完全子会社とする本株式交換を実施することといたしました。

これにより、当行グループの経営の迅速化・効率化及びガバナンスの一層の強化を図るとともに、グループ内の連携強化を通じて、当行グループが一体となって総合金融サービスの提供を実現し、地域価値の更なる向上に努めることを目的としております。

2. 本株式交換の日(効力発生日)

平成28年11月11日

3. 本株式交換の方法

七十七カード普通株式1株に対して、当行普通株式3,206株を割当交付します。ただし、当行が保有する七十七カード株式については、本株式交換による割当は行いません。

本株式交換は、当行については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を受けずに、七十七カードについては、臨時株主総会において本株式交換の承認を得たうえで行います。なお、七十七カードについては、平成28年11月4日開催の臨時株主総会において本株式交換の承認を得ております。

4. 本株式交換比率

	当行 (株式交換完全親会社)	七十七カード (株式交換完全子会社)
本株式交換比率	1	3,206

5. 本株式交換比率の算定根拠

本株式交換比率の決定に当たって、公正性・妥当性を期すため、当行は南青山FAS株式会社を株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定し算定を依頼しました。

南青山FAS株式会社は、当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。非上場株式である七十七カードの普通株式については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されている配当割引モデル法を採用して算定を行いました。

当行は、南青山FAS株式会社から提出を受けた本株式交換比率算定結果を参考に交換比率を慎重に検討し、当事者間で交渉・協議を重ねました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、平成28年9月23日に開催された両社の取締役会において本株式交換比率を決定し、合意いたしました。

6. 株式交換完全親会社となる会社の概要(平成28年9月30日現在)

商号 株式会社七十七銀行

資本金 24,658百万円

事業内容 銀行業

7. 株式交換完全子会社となる会社の概要(平成28年9月30日現在)

商号 株式会社七十七カード

資本金 64百万円

事業内容 クレジットカード業務

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当行は、宮城県を中心として、福島県、岩手県、山形県、秋田県、東京都、愛知県、大阪府及び北海道に店舗を有し、堅実経営を旨として、「地域と共に成長し、地域から最も頼りにされる『価値創造銀行』」を目指すことを基本方針としております。また、10年後にあるべき当行の姿として、「地域における新たな価値の創造を通じて、あらゆる環境の変化に対応できる収益基盤を構築し、地方銀行10位以内の規模と収益力を兼ね備えた東北のトップバンク」を目指すことを掲げております。

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済情勢をみますと、海外経済の減速や不透明感が為替相場の変動等を通じて企業収益を下押ししましたが、堅調な民間設備投資などに支えられ、全体として、緩やかな回復基調を辿りました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、生産や個人消費の一部に弱い動きがみられましたが、震災復興需要などに伴い経済活動は総じて高水準で推移しており、基調としては緩やかな回復を続けました。

こうしたなか、金利情勢については、日銀によるマイナス金利政策の導入により、長期金利はマイナス圏の歴史的な低水準で推移したほか、短期金利についても引続き極めて低水準で推移しました。また、株価は、底堅い企業業績等を背景に1万6千円台を中心に推移しました。この間、為替相場は、1ドル=100円台前半を中心に推移しました。

以上のような経済環境のもと、当行及び連結子会社各社は、株主・取引先の皆さまのご支援のもとに、役職員が一体となって営業の推進と震災復興支援に努めてまいりました。その結果、当行及び連結子会社による当第2四半期連結累計期間の業績は、次のとおりとなりました。

預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金が減少したこと等から、当第2四半期連結累計期間中3,088億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は7兆6,548億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較では、個人預金を中心に202億円の増加となりました。

貸出金は、大企業向け貸出および地公体等向け貸出が減少したものの、中小企業向け貸出および住宅ローンを中心に個人向け貸出が増加したこと等から、当第2四半期連結累計期間中228億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は4兆3,736億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも、中小企業向け貸出が増加したこと等から、657億円の増加となりました。

有価証券は、公金預金の減少に伴い、国債の運用額が減少したこと等から、当第2四半期連結累計期間中2,108億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆2,806億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも、国債を中心に2,733億円の減少となりました。

なお、総資産の当第2四半期連結会計期間末残高は、当第2四半期連結累計期間中1,899億円減少の8兆4,086億円となりましたが、前第2四半期連結会計期間末との比較では315億円の増加となりました。

損益状況につきましては、当第2四半期連結累計期間の経常収益は、市場金利の低下等による貸出金利息の減少等により資金運用収益が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比2億77百万円減少の586億28百万円となりました。他方、経常費用は、国債等債券償還損、外国為替売買損の増加等によりその他業務費用が増加したこと等から、前第2四半期連結累計期間比33億39百万円増加の435億89百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、前第2四半期連結累計期間比36億16百万円減少の150億39百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、法人税等の減少により、前第2四半期連結累計期間比3億60百万円増加の111億94百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国際業務部門において資金運用収益の増加を主因に前第2四半期連結累計期間比5億93百万円増加したことから、合計で前第2四半期連結累計期間比1億53百万円増加の360億38百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門での費用の増加を主因に、前第2四半期連結累計期間比2億71百万円減少の54億64百万円となり、その他業務収支は、国債等債券償還損、外国為替売買損の増加等により前第2四半期連結累計期間比43億98百万円減少の△42億97百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	34,709	1,176	—	35,885
	当第2四半期連結累計期間	34,268	1,769	—	36,038
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	36,517	1,568	68	38,017
	当第2四半期連結累計期間	35,407	1,960	65	37,302
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,807	392	68	2,131
	当第2四半期連結累計期間	1,138	190	65	1,263
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	5,723	12	—	5,735
	当第2四半期連結累計期間	5,433	31	—	5,464
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,506	58	—	8,565
	当第2四半期連結累計期間	8,455	67	—	8,523
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,783	46	—	2,829
	当第2四半期連結累計期間	3,022	36	—	3,059
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	598	△497	—	101
	当第2四半期連結累計期間	△2,917	△1,379	—	△4,297
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	5,396	61	—	5,458
	当第2四半期連結累計期間	4,915	532	0	5,447
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	4,797	559	—	5,357
	当第2四半期連結累計期間	7,833	1,912	0	9,744

- (注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間15百万円、当第2四半期連結累計期間17百万円)を控除して表示しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、証券関連業務にかかる収益が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比42百万円減少の85億23百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比2億30百万円増加の30億59百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,506	58	8,565
	当第2四半期連結累計期間	8,455	67	8,523
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,666	—	2,666
	当第2四半期連結累計期間	2,712	12	2,724
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	3,335	58	3,394
	当第2四半期連結累計期間	3,302	55	3,357
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	439	—	439
	当第2四半期連結累計期間	292	—	292
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	898	—	898
	当第2四半期連結累計期間	949	—	949
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	55	—	55
	当第2四半期連結累計期間	55	—	55
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	601	0	601
	当第2四半期連結累計期間	584	0	584
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,783	46	2,829
	当第2四半期連結累計期間	3,022	36	3,059
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	983	24	1,007
	当第2四半期連結累計期間	978	18	996

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	7,068,124	14,389	7,082,513
	当第2四半期連結会計期間	7,047,641	26,849	7,074,490
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	4,363,553	—	4,363,553
	当第2四半期連結会計期間	4,532,183	—	4,532,183
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,626,917	—	2,626,917
	当第2四半期連結会計期間	2,482,176	—	2,482,176
うちその他	前第2四半期連結会計期間	77,652	14,389	92,042
	当第2四半期連結会計期間	33,281	26,849	60,130
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	552,140	—	552,140
	当第2四半期連結会計期間	580,370	—	580,370
総合計	前第2四半期連結会計期間	7,620,264	14,389	7,634,653
	当第2四半期連結会計期間	7,628,011	26,849	7,654,860

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,307,973	100.00	4,373,687	100.00
製造業	512,786	11.90	485,584	11.10
農業、林業	4,837	0.11	6,416	0.15
漁業	4,681	0.11	4,224	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	1,222	0.03	3,167	0.07
建設業	134,102	3.11	142,409	3.26
電気・ガス・熱供給・水道業	111,885	2.60	130,292	2.98
情報通信業	29,488	0.68	26,436	0.60
運輸業、郵便業	102,072	2.37	123,395	2.82
卸売業、小売業	414,845	9.63	402,556	9.20
金融業、保険業	342,090	7.94	272,983	6.24
不動産業、物品賃貸業	704,119	16.35	796,786	18.22
その他サービス業	305,450	7.09	309,333	7.07
地方公共団体	724,685	16.82	704,885	16.12
その他	915,703	21.26	965,215	22.07
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	4,307,973	—	4,373,687	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、次のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の減少等により△1,011億70百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較では、借入金の増加等により、1,332億63百万円増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還等により665億97百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較では、有価証券の償還による収入が減少したことを主因に、418億31百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により△16億99百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較では、劣後特約付借入金の返済による支出の減少等により、200億円増加しました。

以上の結果、現金及び現金同等物は当第2四半期連結累計期間中363億12百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は4,464億20百万円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較では820億43百万円増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行の主要な営業基盤である宮城県においては、東日本大震災の発生から5年半が経過し、沿岸部では、事業を再開した企業の従業員確保や販路回復といった課題を抱えながらも、宅地造成・供給が本格化しているほか、交通インフラの充実や商業施設の開業など、まちづくり・産業再生に向けた動きが進展しております。

このようななか、地域金融機関は、地域に根ざした取引先企業の事業性・将来性を適切に評価し、事業価値の向上につながる対話や支援を行うなど、豊富な情報を有効に活用しながら金融仲介機能を発揮することにより、地方創生に貢献していく必要があります。また、少子高齢化・人口減少の進展やマイナス金利の影響による市場金利の低下等によって経営環境がより一層厳しさを増すなかで、経営管理態勢の強化を図りながら、強固な経営基盤を確立していく必要があるほか、創意工夫により、新たな収益源を開拓するとともに、事業領域の拡大を通じて、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築していかなければなりません。

仙台経済圏においては、東北の中核都市としての更なる機能の充実に向けた動き等を踏まえ、東北他行が相次いで出店するなど攻勢を強めているほか、今後、日銀によるマイナス金利の継続を踏まえた更なる貸出金の低金利攻勢も懸念されております。こうした環境下、当行は、中期経営計画の基本方針に掲げる「収益基盤の強化」と「地域価値の向上」の着実な履行を通じ、グループの総力をあげて「新たな価値(V A L U E)」の創造に挑戦していく所存であります。

一方、平成28年9月に元行員による多額の現金着服事件が発覚いたしました。お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。今後とも、コンプライアンス意識の一層の徹底、内部管理態勢の充実・強化を図るなど、全行をあげて再発防止に取り組んでまいります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	10.99
2. 連結における自己資本の額	3,858
3. リスク・アセットの額	35,094
4. 連結総所要自己資本額	1,404

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	10.66
2. 単体における自己資本の額	3,703
3. リスク・アセットの額	34,729
4. 単体総所要自己資本額	1,389

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものとあります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14,661	14,708
危険債権	77,332	64,537
要管理債権	33,156	28,602
正常債権	4,241,899	4,320,940

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,344,000,000
計	1,344,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	383,278,734	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式 (単元株式数1,000株)
計	383,278,734	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月29日
新株予約権の数	3,694個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	369,400株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年8月2日～平成53年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 375円 資本組入額 188円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会 の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注4)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が、決議された年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、当該新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数に決議された年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1ヵ月未満は1ヵ月とする)を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については1個未満の端数は切り捨てとする。
- (5) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会の決議に基づいて新株予約権の権利の全部または一部を行使できないものとする。
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
前記(注3)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
- ① 再編対象会社は、以下のA. からE. の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合は)、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日	—	383,278	—	24,658	—	7,835

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,928	4.93
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	15,431	4.02
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	15,412	4.02
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,145	3.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	14,795	3.86
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	12,970	3.38
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,275	3.20
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,217	2.40
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	8,478	2.21
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	7,727	2.01
計	—	130,381	34.01

(注) 当行は平成28年9月30日現在、自己株式を8,754千株保有しており、上記大株主から除外しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,754,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数1,000株)
完全議決権株式(その他)	普通株式 372,388,000	372,388	同 上
単元未満株式	普通株式 2,136,734	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	383,278,734	—	—
総株主の議決権	—	372,388	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式が924株含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目 3番20号	8,754,000	—	8,754,000	2.28
計	—	8,754,000	—	8,754,000	2.28

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	庄子正昭	平成28年8月25日 (逝去による退任)

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性19名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 0%)

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	485,921	453,994
コールローン及び買入手形	115,560	45,500
買入金銭債権	4,740	4,921
商品有価証券	28,056	24,961
金銭の信託	76,278	175,892
有価証券	※2, ※8, ※11 3,491,511	※1, ※2, ※8, ※11 3,280,661
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 4,350,795	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 4,373,687
外国為替	※7 4,313	※7 6,036
リース債権及びリース投資資産	15,556	15,485
その他資産	※8 27,532	※8 26,106
有形固定資産	※10 35,969	※10 35,697
無形固定資産	308	305
繰延税金資産	1,687	1,649
支払承諾見返	※11 35,302	※11 33,281
貸倒引当金	△74,950	△69,525
資産の部合計	8,598,583	8,408,656
負債の部		
預金	※8 7,320,108	※8 7,074,490
譲渡性預金	643,630	580,370
コールマネー及び売渡手形	—	13,651
債券貸借取引受入担保金	※8 20,908	※8 20,214
借入金	4,466	※8 111,602
外国為替	82	143
その他負債	66,825	70,540
役員賞与引当金	41	—
退職給付に係る負債	36,278	35,536
役員退職慰労引当金	47	54
睡眠預金払戻損失引当金	403	450
偶発損失引当金	799	771
災害損失引当金	7	—
繰延税金負債	17,371	14,744
支払承諾	※11 35,302	※11 33,281
負債の部合計	8,146,272	7,955,851
純資産の部		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	7,835	7,835
利益剰余金	304,910	314,406
自己株式	△4,396	△4,251
株主資本合計	333,007	342,648
その他有価証券評価差額金	115,223	104,798
繰延ヘッジ損益	△3,446	△3,474
退職給付に係る調整累計額	△8,495	△7,870
その他の包括利益累計額合計	103,281	93,453
新株予約権	721	659
非支配株主持分	15,301	16,043
純資産の部合計	452,310	452,804
負債及び純資産の部合計	8,598,583	8,408,656

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)
経常収益	58,905	58,628
資金運用収益	38,017	37,302
(うち貸出金利息)	22,199	20,677
(うち有価証券利息配当金)	15,672	16,550
役務取引等収益	8,565	8,523
その他業務収益	5,458	5,447
その他経常収益	※1 6,864	※1 7,354
経常費用	40,250	43,589
資金調達費用	2,147	1,280
(うち預金利息)	1,254	663
役務取引等費用	2,829	3,059
その他業務費用	5,357	9,744
営業経費	※2 28,549	※2 28,581
その他経常費用	※3 1,367	※3 922
経常利益	18,655	15,039
特別利益	—	—
特別損失	378	158
減損損失	※4 378	※4 158
税金等調整前中間純利益	18,276	14,880
法人税、住民税及び事業税	4,779	1,213
法人税等調整額	2,015	1,709
法人税等合計	6,794	2,923
中間純利益	11,481	11,957
非支配株主に帰属する中間純利益	646	763
親会社株主に帰属する中間純利益	10,834	11,194

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
中間純利益	11,481	11,957
その他の包括利益	△23,407	△9,839
その他有価証券評価差額金	△22,904	△10,437
繰延ヘッジ損益	△782	△27
退職給付に係る調整額	280	625
中間包括利益	△11,925	2,118
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△12,572	1,367
非支配株主に係る中間包括利益	646	750

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,658	7,835	292,420	△4,393	320,520
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,684		△1,684
親会社株主に帰属する 中間純利益			10,834		10,834
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分			△0	11	11
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	9,150	2	9,153
当中間期末残高	24,658	7,835	301,571	△4,390	329,674

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	139,396	△415	△1,637	137,343	593	13,571	472,029
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,684
親会社株主に帰属する 中間純利益							10,834
自己株式の取得							△8
自己株式の処分							11
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△22,905	△782	280	△23,407	56	638	△22,712
当中間期変動額合計	△22,905	△782	280	△23,407	56	638	△13,559
当中間期末残高	116,491	△1,198	△1,356	113,936	650	14,209	458,470

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,658	7,835	304,910	△4,396	333,007
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,684		△1,684
親会社株主に帰属する 中間純利益			11,194		11,194
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△14	147	133
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	9,495	145	9,640
当中間期末残高	24,658	7,835	314,406	△4,251	342,648

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	115,223	△3,446	△8,495	103,281	721	15,301	452,310
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,684
親会社株主に帰属する 中間純利益							11,194
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							133
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△10,425	△27	625	△9,827	△62	742	△9,147
当中間期変動額合計	△10,425	△27	625	△9,827	△62	742	493
当中間期末残高	104,798	△3,474	△7,870	93,453	659	16,043	452,804

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	18,276	14,880
減価償却費	2,096	1,881
減損損失	378	158
貸倒引当金の増減 (△)	△5,543	△5,425
偶発損失引当金の増減 (△)	△96	△28
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△41	△41
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△771	158
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△5	7
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	32	47
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△7
資金運用収益	△38,017	△37,302
資金調達費用	2,147	1,280
有価証券関係損益 (△)	791	3,568
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△351	△202
為替差損益 (△は益)	881	24,073
固定資産処分損益 (△は益)	18	80
貸出金の純増 (△) 減	△88,351	△22,892
預金の純増減 (△)	△107,395	△245,618
譲渡性預金の純増減 (△)	△107,250	△63,260
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	265	107,136
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	74	△4,385
コールローン等の純増 (△) 減	9,904	69,878
コールマネー等の純増減 (△)	38,989	13,651
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	6,574	△693
商品有価証券の純増 (△) 減	△1,574	3,094
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	112	△1,722
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△238	61
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△140	70
資金運用による収入	41,805	40,771
資金調達による支出	△2,116	△1,302
その他	△3,156	7,403
小計	△232,702	△94,676
法人税等の支払額	△1,731	△6,493
営業活動によるキャッシュ・フロー	△234,433	△101,170

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△378,472	△147,216
有価証券の売却による収入	66,140	9,241
有価証券の償還による収入	422,052	306,350
金銭の信託の増加による支出	—	△100,000
有形固定資産の取得による支出	△1,294	△1,783
有形固定資産の売却による収入	15	23
無形固定資産の取得による支出	—	△4
資産除去債務の履行による支出	△11	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー	108,428	66,597
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△20,000	—
自己株式の取得による支出	△8	△2
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△1,682	△1,689
非支配株主への配当金の支払額	△8	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,699	△1,699
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△40
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△147,704	△36,312
現金及び現金同等物の期首残高	512,082	482,733
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 364,377	※1 446,420

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

七十七ビジネスサービス株式会社
七十七事務代行株式会社
七十七証券設立準備株式会社
七十七リース株式会社
七十七信用保証株式会社
七十七コンピューターサービス株式会社
株式会社七十七カード

(連結の範囲の変更)

七十七証券設立準備株式会社は、新規設立により当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

なお、当社は、第一種金融商品取引業の登録後、「七十七証券株式会社」に商号変更のうえ平成29年4月に開業する予定としております。

(2) 非連結子会社

会社名

七十七キャピタル株式会社
77ニュービジネス投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、七十七キャピタル株式会社及び77ニュービジネス投資事業有限責任組合は、新規設立により当中間連結会計期間から非連結子会社に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

七十七キャピタル株式会社
77ニュービジネス投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、七十七キャピタル株式会社及び77ニュービジネス投資事業有限責任組合は、新規設立により当中間連結会計期間から持分法非適用の非連結子会社に含めております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

その他 4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

発生時に一括費用処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
株式	－百万円	25百万円
出資金	－百万円	999百万円

※2 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
20,242百万円	20,212百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	1,476百万円	1,081百万円
延滞債権額	80,965百万円	77,947百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	612百万円	877百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	32,709百万円	27,742百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	115,764百万円	107,648百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
10,501百万円	9,457百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	239,037百万円	240,034百万円
その他資産	141百万円	144百万円
計	239,178百万円	240,178百万円

担保資産に対応する債務

預金	53,470百万円	23,387百万円
債券貸借取引受入担保金	20,908百万円	20,214百万円
借入金	－百万円	106,800百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	135,567百万円	139,486百万円

なお、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	95百万円	95百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	1,652,504百万円	1,677,375百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,600,103百万円	1,609,920百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	79,051百万円	79,276百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
2,902百万円	2,517百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
貸倒引当金戻入益	4,212百万円	4,582百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
給料・手当	13,135百万円	12,783百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
株式等償却	470百万円	5百万円

※4 固定資産の減損損失については次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

当中間連結会計期間において、当行は、宮城県内の営業用店舗10か所及び遊休資産 1 か所並びに宮城県外の営業用店舗 1 か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ 1 つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額378百万円(土地341百万円、建物22百万円、その他の有形固定資産等15百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4.1%で割り引いて、それぞれ算定しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)

当中間連結会計期間において、当行は、宮城県内の営業用店舗14か所及び遊休資産 1 か所並びに宮城県外の営業用店舗 1 か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ 1 つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額158百万円(土地101百万円、建物21百万円、その他の有形固定資産等34百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを2.8%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	—	—	383,278	
合計	383,278	—	—	383,278	
自己株式					
普通株式	9,051	11	23	9,039	(注)
合計	9,051	11	23	9,039	

(注) 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連 結会計期 間末
				増加	減少			
当行	ストック・オブ ションとして の新株予約権		—		650			
合計			—		650			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,684	4.5	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	1,684	利益剰余金	4.5	平成27年9月30日	平成27年12月9日

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	—	—	383,278	
合計	383,278	—	—	383,278	
自己株式					
普通株式	9,050	7	302	8,754	(注)
合計	9,050	7	302	8,754	

(注) 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			659	
合計			—			659	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,684	4.5	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	1,685	利益剰余金	4.5	平成28年9月30日	平成28年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)
現金預け金勘定	366,837百万円	453,994百万円
預け金(日銀預け金を除く)	△2,459百万円	△7,573百万円
現金及び現金同等物	364,377百万円	446,420百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (平成28年 9月 30日)
リース料債権部分	16,216	16,098
見積残存価額部分	1,022	1,022
受取利息相当額	△1,768	△1,756
合 計	15,470	15,364

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	40	5,554
1年超2年以内	38	4,233
2年超3年以内	11	3,093
3年超4年以内	—	1,926
4年超5年以内	—	917
5年超	—	490
合 計	90	16,216

当中間連結会計期間(平成28年 9月 30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	61	5,452
1年超2年以内	48	4,197
2年超3年以内	17	3,048
3年超4年以内	—	1,943
4年超5年以内	—	913
5年超	—	543
合 計	126	16,098

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	485,921	485,921	—
(2) コールローン及び買入手形	115,560	115,560	—
(3) 有価証券	3,487,266	3,487,347	81
満期保有目的の債券	12,201	12,282	81
その他有価証券	3,475,065	3,475,065	—
(4) 貸出金	4,350,795		
貸倒引当金(※)	△72,343		
	4,278,451	4,311,700	33,248
資産計	8,367,200	8,400,530	33,329
(1) 預金	7,320,108	7,320,659	550
(2) 譲渡性預金	643,630	643,630	—
負債計	7,963,738	7,964,289	550

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	453,994	453,994	—
(2) 金銭の信託	175,892	175,892	—
(3) 有価証券	3,275,151	3,275,233	81
満期保有目的の債券	11,500	11,582	81
その他有価証券	3,263,650	3,263,650	—
(4) 貸出金	4,373,687		
貸倒引当金(※)	△67,288		
	4,306,399	4,340,224	33,825
資産計	8,211,437	8,245,344	33,907
(1) 預金	7,074,490	7,075,054	563
(2) 譲渡性預金	580,370	580,370	0
(3) 借入金	111,602	111,606	4
負債計	7,766,463	7,767,031	568

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー(クーポン、元本償還額、保証料)を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド(経費率を含む)を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、調達の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
① 非上場株式(※1)(※2)	1,932	1,951
② 組合出資金(※3)	2,311	3,558
合 計	4,244	5,509

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	8,301	8,368	67
	地方債	3,899	3,913	13
	小計	12,201	12,282	81
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,201	12,282	81

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	7,600	7,664	63
	地方債	3,899	3,918	18
	小計	11,500	11,582	81
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		11,500	11,582	81

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	114,297	49,136	65,160
	債券	2,775,606	2,726,128	49,477
	国債	1,560,945	1,535,927	25,017
	地方債	228,957	223,415	5,542
	社債	985,704	966,785	18,918
	その他	315,714	269,359	46,355
	小計	3,205,618	3,044,625	160,993
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	9,383	10,276	△893
	債券	11,514	11,537	△22
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	11,514	11,537	△22
	その他	248,548	256,044	△7,495
	小計	269,446	277,858	△8,411
合計		3,475,065	3,322,483	152,581

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	109,083	48,516	60,566
	債券	2,559,671	2,511,196	48,474
	国債	1,341,849	1,318,494	23,354
	地方債	228,625	222,217	6,407
	社債	989,195	970,484	18,711
	その他	321,565	284,481	37,083
	小計	2,990,319	2,844,195	146,124
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,686	10,914	△1,228
	債券	26,763	26,913	△150
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	26,763	26,913	△150
	その他	236,880	243,454	△6,573
	小計	273,330	281,283	△7,952
合計		3,263,650	3,125,478	138,171

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、4,756百万円(うち、株式764百万円、その他3,991百万円)であります。

当中間連結会計期間においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	32,902	21,581	11,320	11,320	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	32,907	22,173	10,733	10,733	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、減損処理しております。なお、前連結会計年度及び当中間連結会計期間においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	163,902
その他有価証券	152,581
その他の金銭の信託	11,320
(△)繰延税金負債	48,410
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	115,492
(△)非支配株主持分相当額	269
その他有価証券評価差額金	115,223

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	148,905
その他有価証券	138,171
その他の金銭の信託	10,733
(△)繰延税金負債	43,849
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	105,055
(△)非支配株主持分相当額	257
その他有価証券評価差額金	104,798

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,650	3,050	9	9
	受取変動・支払固定	6,063	3,463	△23	△23
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	1,200	—	9	9
	買建	1,200	—	△9	△9
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△14	△14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,050	600	6	6
	受取変動・支払固定	4,444	994	△18	△18
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	△11	△11

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	37,332	15,253	19	19
	為替予約				
	売建	270,688	—	3,990	3,990
	買建	1,686	—	△10	△10
	通貨オプション				
	売建	6,093	4,434	△241	65
	買建	6,093	4,434	241	16
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	3,999	4,081

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	36,351	11,338	575	575
	為替予約				
	売建	212,312	—	2,976	2,976
	買建	1,755	—	△1	△1
	通貨オプション				
	売建	4,738	3,281	△391	△122
	買建	4,738	3,281	391	192
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	3,551	3,621

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、 有価証券	230,551	229,769	△5,053
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	100,054	95,024	△2,260
	受取変動・支払固定				
	その他 買建	貸出金	1,000	1,000	△11
合 計		—	—	—	△7,325

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、 有価証券	229,545	227,922	△5,147
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	96,390	91,210	△2,151
	受取変動・支払固定				
	その他 買建	貸出金	1,000	1,000	△10
合 計		—	—	—	△7,310

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業経費	67百万円	70百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 13名 当行執行役員(取締役執行役員を除く) 6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 183,100株
付与日	平成27年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年8月1日～平成52年7月31日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	775円

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 13名 当行執行役員(取締役執行役員を除く) 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 369,400株
付与日	平成28年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成28年8月2日～平成53年8月1日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	374円

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
期首残高	626百万円	641百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円	29百万円
時の経過による調整額	8百万円	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5百万円	△8百万円
その他増減額(△は減少)	—百万円	—百万円
期末残高	641百万円	665百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、その他の金融サービスに係る事業を行っております。当行グループの報告セグメントは、そのセグメントごとに分離された財務情報が入手可能なものであり、経営陣による定期的な業績評価及び資源配分の意思決定を行う対象となっているものです。

当行グループの報告セグメントは「銀行業務」のみであり、「その他」の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

なお、当中間連結会計期間から、新規設立した七十七証券設立準備株式会社の金融商品取引業務を「その他」に含めております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	22,199	17,648	4,071	14,986	58,905

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」には、貸倒引当金戻入益4,212百万円を含んでおります。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20,677	17,875	4,048	16,026	58,628

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」には、貸倒引当金戻入益4,582百万円を含んでおります。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業務」のみであり、「その他」の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業務」のみであり、「その他」の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	1,165円83銭	1,164円41銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	452,310	452,804
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	16,022	16,702
(うち新株予約権)	百万円	721	659
(うち非支配株主持分)	百万円	15,301	16,043
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	436,288	436,102
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	374,228	374,523

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	28.95	29.90
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	10,834	11,194
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	10,834	11,194
普通株式の期中平均株式数	千株	374,233	374,378
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	28.82	29.77
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,588	1,631
うち新株予約権	千株	1,588	1,631
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

1. 当行による連結子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
七十七リース株式会社	リース業務
七十七信用保証株式会社	その他(信用保証業務)
七十七コンピューターサービス株式会社	その他(電子計算機器等による計算業務の受託)
株式会社七十七カード	その他(クレジットカード業務)

②企業結合日

平成28年11月1日

③企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④結合後企業の名称

変更ありません。

⑤その他取引の概要に関する事項

当行グループの経営の迅速化・効率化及びガバナンスの一層の強化を図るとともに、グループ内の連携強化を通じて、当行グループが一体となって総合金融サービスの提供を実現し、地域価値の更なる向上に努めることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価 2,916百万円

取得の対価(現金預け金)2,916百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

10,444百万円

2. 当行と連結子会社による株式交換

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
株式会社七十七カード	その他(クレジットカード業務)

②企業結合日

平成28年11月11日

③企業結合の法的形式

当行を完全親会社、株式会社七十七カードを完全子会社とする株式交換

④結合後企業の名称

変更ありません。

⑤その他取引の概要に関する事項

当行グループの経営の迅速化・効率化及びガバナンスの一層の強化を図るとともに、グループ内の連携強化を通じて、当行グループが一体となって総合金融サービスの提供を実現し、地域価値の更なる向上に努めることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及びその内訳

取得原価 2,465百万円

取得の対価(自己株式)2,465百万円

②株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(イ) 株式の種類別の交換比率

株式会社七十七カードの普通株式1株に対して、当行の普通株式3,206株を割当交付しております。

(ロ) 交換比率の算定方法

株式交換比率の決定に当たって、公正性・妥当性を期すため、当行は南青山FAS株式会社を、株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定し算定を依頼しました。かかる算定結果を参考に、当行及び株式会社七十七カードで株式交換比率について交渉・協議を重ねた結果、上記記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ハ) 交付株式数3,270千株

(4) 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

2,034百万円

3. 当行の自己株式の取得

当行は、株主への利益還元を図るため、平成28年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 取得対象株式の種類 当行普通株式

(2) 取得する株式の総数 6,000,000株(上限)

(3) 株式の取得価額の総額 3,000百万円(上限)

(4) 取得期間 平成28年11月14日～平成29年1月31日

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当中間会計期間 (平成28年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	485,911	453,979
コールローン	115,560	45,500
買入金銭債権	4,740	4,921
商品有価証券	28,056	24,961
金銭の信託	76,278	175,892
有価証券	※1, ※2, ※8, ※10 3,478,904	※1, ※2, ※8, ※10 3,271,775
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 4,357,890	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 4,380,118
外国為替	※7 4,313	※7 6,036
その他資産	※8 15,348	※8 14,065
有形固定資産	35,571	35,297
無形固定資産	290	287
支払承諾見返	※10 35,302	※10 33,281
貸倒引当金	△68,116	△62,977
資産の部合計	8,570,052	8,383,141
負債の部		
預金	※8 7,325,912	※8 7,082,582
譲渡性預金	645,330	583,570
コールマネー	—	13,651
債券貸借取引受入担保金	※8 20,908	※8 20,214
借入金	500	※8 107,184
外国為替	82	143
その他負債	52,946	57,126
未払法人税等	4,609	487
リース債務	250	166
資産除去債務	641	665
その他の負債	47,445	55,806
役員賞与引当金	25	—
退職給付引当金	23,641	23,793
睡眠預金払戻損失引当金	403	450
偶発損失引当金	799	771
災害損失引当金	7	—
繰延税金負債	21,108	18,012
支払承諾	※10 35,302	※10 33,281
負債の部合計	8,126,968	7,940,781

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	7,835	7,835
資本準備金	7,835	7,835
利益剰余金	302,543	312,187
利益準備金	24,658	24,658
その他利益剰余金	277,884	287,528
固定資産圧縮積立金	784	772
別途積立金	259,805	271,805
繰越利益剰余金	17,294	14,951
自己株式	△4,422	△4,277
株主資本合計	330,614	340,403
その他有価証券評価差額金	115,195	104,771
繰延ヘッジ損益	△3,446	△3,474
評価・換算差額等合計	111,748	101,297
新株予約権	721	659
純資産の部合計	443,084	442,359
負債及び純資産の部合計	8,570,052	8,383,141

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)
経常収益	53,329	53,083
資金運用収益	37,946	37,240
(うち貸出金利息)	22,146	20,629
(うち有価証券利息配当金)	15,653	16,536
役務取引等収益	8,050	8,018
その他業務収益	536	549
その他経常収益	※1 6,796	※1 7,274
経常費用	36,025	39,292
資金調達費用	2,136	1,269
(うち預金利息)	1,255	663
役務取引等費用	3,090	3,336
その他業務費用	1,757	6,147
営業経費	※2 27,678	※2 27,648
その他経常費用	※3 1,362	※3 890
経常利益	17,304	13,791
特別利益	—	—
特別損失	378	158
税引前中間純利益	16,925	13,633
法人税、住民税及び事業税	4,356	820
法人税等調整額	1,808	1,469
法人税等合計	6,164	2,290
中間純利益	10,760	11,343

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	24,658	7,835	7,835	24,658	727	246,305	18,557	290,249
当中間期変動額								
剰余金の配当							△1,684	△1,684
固定資産圧縮積立金の取崩					△11		11	—
別途積立金の積立						13,500	△13,500	—
中間純利益							10,760	10,760
自己株式の取得								
自己株式の処分							△0	△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△11	13,500	△4,412	9,076
当中間期末残高	24,658	7,835	7,835	24,658	716	259,805	14,145	299,325

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	△4,419	318,323	139,368	△415	138,953	593	457,870
当中間期変動額							
剰余金の配当		△1,684					△1,684
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
別途積立金の積立		—					—
中間純利益		10,760					10,760
自己株式の取得	△8	△8					△8
自己株式の処分	11	11					11
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			△22,904	△782	△23,687	56	△23,631
当中間期変動額合計	2	9,079	△22,904	△782	△23,687	56	△14,551
当中間期末残高	△4,416	327,402	116,463	△1,198	115,265	650	443,318

当中間会計期間(自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	24,658	7,835	7,835	24,658	784	259,805	17,294	302,543
当中間期変動額								
剰余金の配当							△1,684	△1,684
固定資産圧縮積立金の取崩					△12		12	－
別途積立金の積立						12,000	△12,000	－
中間純利益							11,343	11,343
自己株式の取得								
自己株式の処分							△14	△14
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	△12	12,000	△2,343	9,644
当中間期末残高	24,658	7,835	7,835	24,658	772	271,805	14,951	312,187

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	△4,422	330,614	115,195	△3,446	111,748	721	443,084
当中間期変動額							
剰余金の配当		△1,684					△1,684
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
別途積立金の積立		－					－
中間純利益		11,343					11,343
自己株式の取得	△2	△2					△2
自己株式の処分	147	133					133
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△10,423	△27	△10,451	△62	△10,513
当中間期変動額合計	145	9,789	△10,423	△27	△10,451	△62	△724
当中間期末残高	△4,277	340,403	104,771	△3,474	101,297	659	442,359

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

その他 4年～20年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

発生時に一括費用処理

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
株式	92百万円	3,117百万円
出資金	－百万円	999百万円

※2 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	20,242百万円	20,212百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	1,295百万円	957百万円
延滞債権額	79,925百万円	76,850百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	612百万円	877百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	32,692百万円	27,725百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	114,526百万円	106,409百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	10,501百万円	9,457百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	239,037百万円	240,034百万円
その他資産	141百万円	144百万円
計	239,178百万円	240,178百万円

担保資産に対応する債務

預金	53,470百万円	23,387百万円
債券貸借取引受入担保金	20,908百万円	20,214百万円
借入金	－百万円	106,800百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	135,567百万円	139,486百万円

なお、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	63百万円	63百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	1,626,666百万円	1,652,249百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	1,574,265百万円	1,584,794百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	2,902百万円	2,517百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金戻入益	4,062百万円	4,413百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	1,981百万円	1,771百万円
無形固定資産	3百万円	3百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
株式等償却	470百万円	5百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間(平成28年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
子会社株式	92	3,117
組合出資金	—	999
関連会社株式	—	—
合計	92	4,116

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

中間連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)に記載しております。

4 【その他】

中間配当

平成28年11月11日開催の取締役会において、第133期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	1,685百万円
1株当たりの中間配当金	4円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月22日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菅 博 雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月22日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菅 博 雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第133期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月24日
【会社名】	株式会社七十七銀行
【英訳名】	The 77 Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 氏 家 照 彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区中央三丁目3番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社七十七銀行平支店 (福島県いわき市平字三丁目26番地の1) 株式会社七十七銀行東京支店 (東京都中央区銀座四丁目14番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取氏家照彦は、当行の第133期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。